

食品に関するリスクコミュニケーション  
「食品中の放射性物質対策に関する説明会」  
議事録

平成 24 年 5 月 8 日（火）

滋賀会場（コラボしが 21）

消費者庁  
内閣府食品安全委員会  
厚生労働省  
農林水産省  
滋賀県  
大津市

○司会者（影山係長） お待たせいたしました。皆様こんにちは。

ただいまから食品に関するリスクコミュニケーション「食品中の放射性物質対策に関する説明会」を開催いたします。

本日、司会を務めます消費者庁消費者安全課の影山と申します。よろしく申し上げます。

では、お配りしてある資料の確認をさせていただきます。

お手元の封筒をごらんください。

まず、資料1といたしまして「食品中の放射性物質による健康影響評価について」、食品安全委員会のプレゼンの資料になります。資料2といたしまして「食品中の放射性物質の新たな基準値について」、厚生労働省の資料になります。資料3「食品中の放射性物質の検査について」、こちら厚生労働省の資料になります。資料4「農業生産現場における対応について」、農林水産省からの資料になります。それとは別にアンケート用紙、A4 1枚でお配りしてあります。こちらが本日の資料になります。

また、別添としまして参考資料で、消費者庁から2点ありまして、冊子として「食品と放射能Q&A」が1部。同じく消費者庁から「食品中の放射性物質 新しい基準値について」のA4 1枚の資料が1枚、食品安全委員会から「食品安全28」という青い冊子になります。こちらが1枚。農林水産省からA4の資料1枚としまして、「食品安全エクスプレス」という資料がございます。

足りない資料がございましたら近くの者にお声がけを申し出てください。資料はお揃いでしょうか。

続きまして、議事次第をごらんください。

まず、食品安全委員会事務局勧告広報課リスクコミュニケーション専門官 久保順一より「食品中の放射性物質による健康影響評価について」、約20分の講演があります。

続きまして、厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課 課長補佐 横田雅彦より「食品中の放射性物質の新たな基準値について」、約20分の講演があります。

次に、厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課 輸出食品安全対策官 松井保喜より「食品中の放射性物質の検査について」、約20分の講演があります。

次に、農林水産省生産局農部穀物課 課長補佐 清水治弥より「農業生産現場における対応について」、約20分の講演があります。

以上、4人、各20分の説明の終了後に10分の休憩を挟みまして16時まで、会場の皆様と質疑応答、意見交換を行いたいと思います。

閉会は、おおむね16時を予定しております。

議事の円滑な進行に御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、事前にいただきました御質問につきましては、できる限り説明の中で触れられるよう参考とさせていただいておりますが、時間の都合上、説明に盛り込めない可

能性もございます。休憩の後に意見交換会がございますので、その中で改めて御質問をいただければと思います。

また、事前に配付しましたチラシからプログラムに変更がございます。チラシでは「乳幼児食品の表示について」という講演を予定しておりましたが、こちらは質疑応答の意見交換の前に説明させていただきます。御説明に不足などがございましたら質疑応答の時間に御質問をいただければと思います。

それでは、まず、「食品中の放射性物質による健康影響評価について」、食品安全委員会事務局勧告広報課リスクコミュニケーション専門官 久保順一より説明させていただきます。では、お願いします。

○久保専門官 先ほど御紹介いただきました食品安全委員会事務局勧告広報課でリスクコミュニケーションを担当している久保と申します。よろしくお願いたします。

私どものプレゼンテーションなんですけれども、実は去年、まさしくこの場所でお話しさせていただいたことと、さして内容は変わることはございません。新しい科学的知見が新たに発見されたら、それに基づいて新たに再度評価するということになっておりますけれども、その期間中に新たな発見とか知見が出てきたというわけではございませんので、もし前回参加された方がいらっしゃいましたら同じことをお話しするという形になると思いますけれども、御了承いただきたいというふうに考えます。よろしくお願いたします。

今回の事項に関して、放射線という部分について、いろんところで、いろんな情報が出てきております。おさらいということで、放射線、放射性物質について、まずどういう性質のものかということを中心に御説明させていただきたいと思っております。

一言に放射線という言葉でくくりになっておりますけれども、放射線の中でもいろいろ種類がございます。ガンマ線、ベータ線、アルファ線、代表的なもの3つありますけれども、ほかにもいろいろ、これ以外にも放射線の種類がございます。

アルファ線というのは、一つ、粒子という性質を持ちまして、ヘリウムの原子核というもので、これが高速に飛んでいるものということです。サイズが大きいですので、紙ぐらいで比較的簡単にとまってしまうと、それ以上浸透はしないという性質を持っています。

2つ目のベータ線というのは、これは電子の高速の流れということで、これも粒子的な性質を持っておりますけれども、これは紙を通すんですけれども、アルミニウム等の薄い金属片で遮へいすることができるという性質を持っております。

ガンマ線、エックス線、これは粒子というよりも電磁波ですね。波という、そういった性質を持つもので、粒子ではないということで、紙とかアルミニウムというのは簡単に素通りしてしまっていて、それを遮へいするためには鉛とか水というようなもので防御しないと、ガンマ線、エックス線というのは遮ることができないということでご

ざいます。

ですから、外部にガンマ線、エックス線がある場合には、それは体を通過してしまっ  
て、体の中のものに対していろいろ影響を及ぼすという形になっております。です  
から、一言に放射線といっても、これぐらいの体に対する影響もそれぞれ異なってき  
ますので、こういった異なったものに対して、体に対する影響をどう見るかというよ  
うな見方というんですかね、換算する必要性が出てきているということでございます。

放射能、放射線を理解する大きな妨げになっているのは単位の問題というふうに最  
近強く感じているところでございます。基準値であらわされている単位というのは、  
「ベクレル」という単位であらわしていますね。キログラム当たり 100 ベクレル以下  
にしましょうよということになっておりますけれども、これは放射線を出す能力の力  
をあらわしています。

この「ベクレル」というふうにあらわす場合は、先ほど御説明したとおり、アルファ  
線もガンマ線もベータ線もみんな一緒くたに「ベクレル」というふうな形であらわ  
すことになっておりますけれども、それだけでは体に対する影響というのは、それぞ  
れ放射線の性質も違いますので、「ベクレル」という単位だけではかるということがで  
きません。それぞれ異なる放射線、あと放射性物質の性質によって、どういうふう  
に体に影響を及ぼすかということの一つの物差しとして見るために「シーベルト」と  
いう単位に換算して、いろんな放射線、放射性物質があっても「シーベルト」とい  
う単位で見たときに、一つの基準で体に対する影響をはかる、比べる、見るというよ  
うなシステムということが世界的に、国際的に今は導入されているということになり  
ます。

「ベクレル」というものであらわされたものを、体に対する影響を「シーベルト」  
というところにつなげるために、ここに書いてございます実効線量係数、こういった  
ものを掛け合わせて、最終的にシーベルトという人体に対する影響をはかる単位に  
変換するということになります。

実効線量係数というのは、放射性物質 1 回の摂取につき、その影響が 50 年間、一  
度に 50 年間分積算した数字という形であらわすようになっておりますので、皆さん御  
存じのとおり、放射性物質というのは長らく体に対する影響を及ぼすということがご  
ざいますので、それをちゃんと勘案したような形で、一つの単位であらわすことが  
できるような仕組みになっております。

これは例ですけれども、1 k g 当たり 100 ベクレルのセシウム 137 を含む食品を 1  
k g 食べた場合の放射線に対する人体影響の程度、「シーベルト」であらわす場合  
ですけれども、100 ベクレル×1 k g×セシウム 137 の実効線量係数が 0.000013  
ということになりますので、それを摂取した場合の体に対する影響、シーベルトであら  
わしますと 0.0013 ミリシーベルトということで、統一的に示すことができるという  
ことになっております。

実効線量係数というのは放射物質の種類ごと、セシウムとかヨウ素とか、プルトニ

ウムとかウランとかいろいろございますけれども、それごととあと、どういうふうな形で体の中に入るか。食物として経口で入るのか、それともミストというか、気体として吸入して入るのかと、そういう経路によって。それとあと年齢区分ごとによって、国際放射線防護委員会（ICRP）というところ等で事細かに設定されております。ここに書かれている例は、その一つの例です。各年齢区分、放射性物質ごとに細かく分かれているという形になっています。

あともう一つ、体に対する影響の重要なファクターですけれども、どのように放射性物質が体に影響を及ぼすかというところですが、イメージとしては、一度摂取した放射性物質というのは、いつまでも体の中に残って、悪い影響を及ぼすというイメージが確かにあるんですけども、必ずしもそうでないということもございます。

エネルギーはずっと放出していますので、放射性物質がであっても、いつかはそのエネルギーがなくなって、放射線を出す能力がなくなるという時期が来ます。その放射能がなくなる、力が半分になるという時期が物理学的半減期というふうに言われているものです。これは物によって異なってきます。

一番今問題になっているのはセシウム 137 ということで、半分の力になるのは約 30 年もかかってしまうということで、これが非常に問題視されております。ただし、これはあくまでも単独である場合なんですけども、これを摂取した場合ですけれども、放射性物質といえども一つの化学物質でございますので、その性質によって、ちゃんと代謝という機能がございまして、体の外に排出されます。これを生物学的半減期というふうに言われるものですが、これも物によって異なります。

例えば、皆さん心配されておりますストロンチウム 90 というようなものは、化学的性質がカルシウムに近いということで、骨に取り込まれると、ずっと残ってしまうということがございます。セシウムの場合はカリウムに近いということで、比較的短時間で排出されるというふうなものになっております。排出される速度は代謝のスピードによりまして、活発な代謝がある小さいお子さんだと早く排出されますし、年齢を重ねるごとに代謝が遅くなって長くなってしまいうということがわかっております。いずれにせよ、その物理的半減期の 30 年に比べると速やかに体の外に出て、体に対する影響が薄まってくるというような仕組みになってきております。

もう一つ、内部被ばく・外部被ばくでございます。

イメージとしては内部被ばくのほうが体の中に放射物質を取り込むので危険だというイメージがございまして。これと外部被ばく、線源が外にあって体の外から放射線を浴びる場合と同じく体の影響を示すために先ほど御説明しましたような「シーベルト」という単位を用います。内部被ばくの場合は、先ほどお示ししたように、各放射性物質ごとに定められた実効線量係数を掛けて、「シーベルト」という単位を用いて表現します。

外部被ばくの場合は、そこの空間に存在する空間線量率、これは大体毎時何ミリシ

シーベルトというふうに表現しますけれども、そこに何も防護しない形で立っているとか被ばくした場合、何時間いたかということも掛け合わせて、被ばく線量のシーベルトというふうにあらわす約束になっております。ですから、内部被ばくであっても外部被ばくであっても同じシーベルトという単位であらわした場合、同じレベルの体に対するダメージ、影響度という形で見ることができると。同じ物差しではかることができるというような仕組みになっています。

ですから、体に対する作用というのは、それぞれパターンは異なりますけれども、シーベルトという単位であらわしたときには、外部も内部も同じ強さで影響をあらわすことができるという仕組みになっています。

今、問題になっているのは非常に低いレベルの放射線の体に対する影響でございますけれども、そういった場合やっぱり何らかとか、非常にファクターとして大きくなるというのが、もともとある自然放射線というのが大きなベースとしてかかわってきてまいります。

こういう事故が起こる前にでも私ども日本人は、1年当たりの年間線量として約1.5 ミリシーベルトの放射線を浴びてきたという事実がございます。これは外部被ばくもあれば、大地とか宇宙線とか線源が外にあって外部被ばくする場合がありますし、食品由来から内部被ばくを受け続けていたということがございます。こういう前提の中で我々、全く普通に暮らしてきたということで、これは、あくまでも日本の平均でありまして、日本国内でも最大0.4 シーベルト程度、地域によって差があるということになっています。食品由来の放射性物質の代表的なものはカリウム40 というものがよく知られているところでございます。

カリウム40 ですけども、カリウムは御存じのとおり、体を構成するために重要な必須元素になってございまして、カリウムリッチなものには当然、カリウム40 という放射性物質も同じように豊富に含まれてしまうということになってまいります。この放射性を持たないカリウムと放射性物質であるカリウム40 とのパーセンテージというのは地球ができたときに決まっている数字なので、これはどこにしようと変えることができません。その全体量の0.012%、必ずカリウム40 という放射性物質が自動的に含まれているということになっています。

干し昆布であると約2,000Bq/kg ということでございます。これは、あくまでもカリウム40 のベクレル数なので、体に対する影響という意味では、セシウム137 と比べると約半分ぐらいの力を持つというふうにイメージしていただければというふうに思います。セシウムに換算すると約1,000 ベクレル程度ですね。

干し昆布1キログラムを食べるとするのはなかなかイメージとしては、実際としてはないと思いますけれども、例えば牛乳とかビールとか、これは半分にすると25 ベクレルに、5ベクレル相当になるとは思うんですけども、1リットルぐらい飲むというのは通常、可能性としては非常にあると思いますので、よく皆さん御心配されると思

ますけれども、放射性物質を1ベクレルたりともとりたくないというイメージがあるかと思えますけれども、こういう事実があるということがございますので、余りそこにセンシティブになっても、ほかのところからこういう形で絶え間なく、放射性物質をとり続けているという事実がございまして、そういったことを踏まえて、やはり冷静に判断される必要があるのかなというふうに私どもは考えてございます。

あと、放射線に対する健康影響の種類ということでございましてけれども、放射線に対する健康の影響種類、今のところは確定的影響と確率的影響、2種類が考えられてございます。

確定的影響というのは比較的高い線量で出てくるようなもので、イメージとしては、これから夏になってきますけれども、夏の海岸で日やけをしてしまって、かなり皮膚にダメージを受けたというようなイメージですね。冬場では、外に何時間いても、そういう日やけになって皮膚が真っ赤にはならないということで、このように線量が弱くなると、一定以下であればゼロではないが、体に対する影響が出てこないという、しきい値というものが存在するということが、こういうものが確定的影響というふうに言われてございます。

ここで示しているのは、急性被ばくによる永久不妊のしきい値ということでございましてけれども、男性であれば3,500mSv、3.5Sv、女性であれば2,500mSv、2.5Svということで、これ以下であれば全く、永久不妊に関してはもう症状としては出てこないというふうに言われているもので、線量に比較して大きくなるんですけども、ある一定以下であれば残存しても、放射線を浴びても、それが出てこないというものが存在するというふうに言われているものです。

もう一つは、ここから下のお話になりますけれども確率的影響、これが非常にこの判断が難しいものでございまして。発症の確率が線量とともにふえてしまうという影響で、これは重立ったものとしては、がんですね。がんの発生する可能性ということでございまして。

先ほど御説明したとおり、私どもの体を構成している物質のものから放射線が放出されているということでございまして。その中で、がんになるというのは細胞分裂のときにDNAが傷ついて、そのエラーが積み重なって、がん化するということがございます。そういった放射性物質が飛び交っている中でDNAが分裂してきているわけなので、それが一切修復されずに壊れてしまっただけでは、我々そもそも進化という、こういう形で生きていくわけにはいきませんので、そういったものに対する防護体制というのはもともとあるもの、ちゃんといろんな形で担保されているものになってきます。

この中で、たまさかエラーというのが起こって、それが修復されないことが積み重なって、最終的にがんになるということでございまして、ある程度放射線を浴びてもがんにならないケースもありますし、全く放射線を浴びない場合でも、ほかの別の

要因になって DNA が傷ついて、がんになるというケースもございます。そういったものは、あくまでも確率的にあらわすものでありまして、ここはこういう形の単純な形では見えなくなってしまうということで、確率的影響というのは非常に判断が難しいというものでございます。

ここからが実際の私どもの評価の内容になりますけれども、ここもおさらいになりますけれども、私どもの立場としてはリスク評価機関ということでございますので、厚生労働省さん等からのリスク管理機関の要請に基づいて、リスクを評価するという形になっています。

今回の場合は緊急事態ということで、3月17日に緊急的に評価を要請され、それを暫定基準値の部分ですけれども、4月4日に暫定基準値であっても、放射性セシウム等につきましても、かなり安全側に立ったものということでお返しさせていただき、この3月まで暫定基準値の中で管理をされてきたということでございます。

要請は、平時とか緊急時間問わず網羅的に、人体に対する放射線の影響というのを評価していただきたいということでございましたので、それについては10月27日に結果を通知し、それを受けて今般4月以降、新しい基準値で規制が行われているということで、リスク評価と管理というのは分かれて行われているということでございます。

健康影響評価に当たりましては、国内外の放射線の健康影響に関する文献につきまして評価をさせていただきました。約3,300の文献でございます。こういった国際的な機関から出されている報告書もございますし、それのもとになった個別の学術論文も直接当たらせていただきました。

3,300の中にはいろいろ玉石混交ということがございまして、その中でどういう観点で選んだかということ、被ばく線量の推定が信頼に足りるものなのかと。あと調査研究手法が適切かということでございます。

残念ながら、私どもは食品安全委員会ということでございますので、食品由来の内部被ばくについて評価をすべきだったんですけれども、残念ながらデータとしては、それを直接検証できるようなデータがほとんどなかったということで、外部被ばくを含めた疫学データを用いて検討をさせていただきました。

もう一つは、ICRP等の国際機関、管理する側の機関はリスク管理のために、この高い線量における見解を低線量域まで持ってきて、多分こうであろうという形で、モデルを用いて勧告等を行っているわけなんですけれども、この低線量域の体に対する影響というのは必ずしもこれで適切かどうかということについては、学者、専門家の中でも見解が分かれているところでございます。

こういうふうな直線的にリスクが下がっていくんですけれども、ゼロでない限りはある一定以上の健康影響が存在するという考え方で、ICRPは管理を行うべきだというふうに提言を行ってございますけれども、学者さんによっては低線量域のほうがもっと、その上のレベルよりも悪い影響、高い健康被害を及ぼす可能性があるというような説



を持たれている方もいらっしゃいますし、逆に、先ほどお示した、しきい値があるんだと。低レベルだと全く体に影響を及ぼさないポイントがあるんだという考え方を持たれている方、逆に、温泉療法というものがありますけれども、低線量域では体にいい、プラスの影響を持つものが出てくるというふうな、いろんな見解がございますので、私どもはそこの的確に見解が一致しないものは採用できないということで、直接、被ばくした方のデータから直接判断をさせていただきました。こういうモデルを用いて判断をやったということではないということでございます。

私どもが参考にさせていただいた疫学データですけれども、一つは、先ほど日本の自然放射線のレベルというのは 1.6 というふうにお示ししましたけれども、世界平均では 2.4mSv ぐらいになります。世界のある地域にはもっと高い線量のところで生活されている、何世帯も何万人も生活されている方がいらっしゃるということで、インドの自然放射線量が高いところ、これは累積線量 500mSv 以上というところ、そういった被ばくをされた方を対象にして大規模な疫学調査を行ったんですけれども、発がんのリスクの増加はなかったというような報告がなされています。

あと二つは、広島・長崎、日本人の例でございますけれども、その中で白血病に対する死亡リスク、被ばくした集団と被ばくしていない集団を比べたところ、200mSv 以上では、白血病で亡くなるリスクが明確に上昇したんですけれども、200mSv 未満では差がなかったという研究報告がございました。

もう一つは、固形がんでございますけれども、これはちょっと考え方が異なっております。一つの集団を、ゼロから上限を、125mSv を一つの集団と見たときに、線量と同時に発がん、死の関係性が、直線性が見られたと。統計学的に確かめられたというふうなデータ。ところが、上限を 125 から 100 にしたところ、先ほど関連性が見られたものがもうランダムになって、線量と亡くなった、がん死の関連性というのが統計学的に見つけられなくなってしまったというような論文がございました。私どもは、この中で一番厳しい、とりあえず 100 というところに何らかの違いが出てくるポイントがあるというふうに判断をさせていただきました。

あと、皆さん関心が高いのは小児、子どもさんに対するデータですけれども、ここにつきましても精力的にデータを集めて検討させていただきました。この中でチェルノブイリ原子力発電所に関連した報告で、5歳未満であった小児に白血病のリスクが増加したという報告がございました。もう一つは、被ばく時の年齢が低いほど甲状腺がんのリスクが高かったという報告がございましたけれども、残念ながら先ほど申し上げたとおり、この子が最初どれぐらい被ばくしたのかと。あと、ほかの要因がどうあったのかというところがどうしても専門家の中でも納得できないと、十分ではないということになりまして、ここに示されたものを私どもの評価に直接反映することはできませんでした。

胎児の影響でございますけれども、胎児の影響は 1 Sv、かなり高い線量ですけれど

も、1 Sv 以上の被ばくによって精神遅滞が見られたんですけれども、0.5Sv、500mSv 以下の線量では健康影響が認められなかったという報告がなされています。

これをまとめますと、放射線に対する影響が見出されるのは、生涯における追加の累積線量、要は自然放射線とか医療被ばく、そういったものを除いた追加の累積線量として、おおよそ 100mSv 以上から影響が見出されるものではないかと。

実際、具体的な数字は示せませんが、そのうち小児の期間については感受性が成人より高い可能性があるということは示唆をさせていただきました。100mSv 未満の健康影響につきましては、被ばく量の推定の不正確さとか、ほかのがんになる要因ですね、飲酒とか喫煙とかほかの生活要因とのふり分けというのがやっぱり、低線量になればなるほど難しいということがございましたので、この未満につきましては、あるとないとも言えないという、残念ながら歯切れの悪い表現の形になってしまいました。

私どもが示したおおよそ 100mSv というのは、安全と危険の境界線ではございません。101mSv が必ずがんになってしまう、99mSv なら安全だと、そういったものではなく、これは食品に対してリスク管理期間が適切な管理を行うための検討していただくベースの値ということです。これを超えると健康上の影響が出る可能性が高まることが、今の科学的な知見で示されている値ということになってございます。これは実際の今、どれぐらい私どもが食品由来で被ばくしているかということをお勘案して、実際の被ばく量に適用していただくというものになってございます。

済みません。早口で申しわけございませんけれども、御説明を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○司会者（影山係長） 続きまして、「食品中の放射性物質の新基準値について」、厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課課長補佐 横田雅彦より御説明させていただきます。

○横田補佐 ただいま御紹介いただきました厚生労働省基準審査課の横田といたします。時間も限られておりますので、早速説明に入らせていただきます。

まず最初に、食品の新たな基準値の設定について説明をさせていただきます。

今年の3月まで適用しておりました暫定規制値でございますけれども、それがちょうど左側に載っております。この暫定規制値につきましては、これに適合している食品は健康への影響はないと一般的に評価されておりますし、安全性は確保されていると評価されておりますが、より一層、食品の安全と安心を確保するという観点から年間の許容線量を、暫定規制値のときには5 mSv であった年間線量を1 mSv に下げた新しい基準値を今回採用しております。

また、食品区分を従来、飲料水、牛乳・乳製品、野菜類、穀類、肉・卵・魚・その

他の5つに分けておりましたが、新しい基準値では、基本的には一般食品に分類しまして、飲料水と牛乳・乳製品の中の牛乳、それと一番下の乳幼児食品というのを特出しをしたという形で設定をしております。

牛乳・乳製品の残り乳製品の部分については、一般食品のほうに分類するというので、上から順に10Bq/kg、50Bq/kg、100Bq/kg、50Bq/kgと、そういう数字を設定したものでございます。

それぞれの食品区分について若干、細かく説明させていただきますと、飲料水についてでございますが、すべての人が水というのは摂取しますし、ほかのものに代替ができない。摂取量が非常に大きく、WHOでは大体1日2リットルぐらいを飲むという基準を置いておりますので、非常に摂取量が多いということがございます。

それから、WHOの飲料水に関する指標値としましては、10Bq/kgという数字を提示していることもあり、飲料水については一般食品とは別にして10Bq/kg、WHOと同じ10Bq/kgという数値を設定したということでございます。

そのほか、お茶ですが、日本人は非常にお茶をよく飲むかと思えますけれども、水との代替関係が非常に強い飲用茶についても水のかわりに飲まれるものであるので、この飲料水の中に含める形で、飲料水と同じ10Bq/kgというものを基準値と設定するというようにしております。

それから、2番目と3番目が、乳幼児食品と牛乳ですが、乳幼児用食品は子どもの食品ですし、牛乳というのも大人に比べると非常に子どもが、明らかに子どものほうが摂取量が多い、倍以上多いということでございますので、これらについては一般食品とは別の扱いをしまして、別の扱いの基準値を設定するというようにしております。

そのほかの食品はスライドに、一番下に記載しておりますように、ちょうど「以下の理由により」というところでございますけれども、個人の食習慣の違いですね。あと、2番目の国民にとってはわかりやすい規制、コーデックス委員会などの国際的な考え方と整合させる、そういった観点から一くくりにして管理しようということにしております。

例えば、野菜でホウレンソウが、これはどれぐらいの基準なんだろうとか、肉がどれぐらいの基準なんだろうという、そういったわかりにくい基準にならないようにという観点とか、肉をよく食べる人、野菜をよく食べる人、そういったばらつきを最小限にすることができる。一くくりにするので、そういったばらつきを最小限にすることができる。そういったことも考え、一般食品として一くくりにしたところがございます。

続きまして、規制の対象とします放射性核種の考え方についてでございますけれども、暫定規制値では、ヨウ素、セシウム、ウラン、プルトニウム等のアルファ核種、4つの核種で区分しておりました。4月からの新しい基準値では、いろんな核種が出ていたわけですが、原子力安全・保安院が福島原発事故で放出されたさまざま

また放射性核種の放出量の試算値というのを発表していきまして、その中に出されている核種のうちで、半減期が1年以上のもの、ちょうど一番下のルテニウム 106 というのが 374 日ということで、若干1年を超える。これ以上の半減期を持つものを今回の対象にして計算をしております。

ここにある5つ、セシウム 134、セシウム 137、ストロンチウム 90、プルトニウム、ルテニウム 106 と、この5つを新しい基準値の対象核種として考えております。

今回の新しい基準値というのは長期にわたって使用しますので、半減期の短いもの、例えば、当初、暫定規制値で記載されていましたがヨウ素なんかは非常に半減期が短く、もう最近ではほとんど出てこないというものでもありますので、対象にはしていません。

また同様に、ウランについても原発の敷地内でも天然の存在レベルとほとんど変わっていないと、差がないということですので、新しい基準値ではウラン、ヨウ素といったものは新たに基準値としては設定しないということにしております。

続きまして、規制の対象とする同じタイトルですが、考え方でございますけれども、セシウム以外の核種ですね、先ほど、この上のほうに書いてありますが、ストロンチウムやプルトニウム、ルテニウム、一応規制の対象にするというお話をさせていただきましたけれども、セシウム以外のこれらの核種については、測定に非常に時間がかかる。ストロンチウムなど2週間ぐらいかかったり、プルトニウムでも数日かかるという状況でございますし、そういった観点で、ガンマ線核種でありますセシウムであれば大体1日もあれば測定ができるということです。このため、それぞれのほかの核種については、それぞれの移行経路について、各放射性核種の濃度がどのように移行していくか。また、土壌から農作物、それぞれの核種が土壌から農作物に行き経口摂取になっていくとか、飼料から畜産物に行き牛や豚が食べられる。もしくは、淡水（河川）から魚に行き食べられる。海水から海産物に行き食べられる。こういった経路の中で、それぞれの核種がどのように変化していくか、量がどのように変化していくか。そういったものを計算しながらセシウムとの量の関係を計算して、最終的に合計として1 mSv を超えないように、最終的な基準値を作成しております。

星印のところにありますように、我々の計算では大体19歳以上で、放射性セシウム以外の核種の線量が大体、最大で12%程度になるという推計をしております、それを逆に計算すれば、セシウムが88%含まれているということで計算をしていくということで基準値を設定しております。

続いて一般食品の基準値の考え方でございますけれども、先ほどから介入線量レベル、1年間1 mSv というお話をさせていただいておりますけれども、ここから飲料水の分を引いております。飲料水、先ほど10Bq/kg という基準値を設定するというお話をさせていただきましたが、それを大体年間の線量に直しますと0.1mSv ぐらいにな

ります。ですので、それを引いた量 0.9mSv 分が一般食品に割り振れるという計算になります。

1歳未満からそれぞれの年齢区分を記載しておりますけれども、年齢区分、性別、あと妊婦さんにつきまして、年間の食品の摂取量とか換算係数等で割っていくと、それぞれの区分において、どれぐらいのセシウムが含まれていても、年間 1 mSv を超えないかという計算をしております。

1歳未満の乳児であれば、460Bq/kg ぐらい含まれていても年間線量としては 1 mSv を超えないと。一番多いところでいうと 13歳から 18歳の男性になりますけれども、中高生の男性ですけれども、この区分であれば、120Bq/kg までであれば年間線量として 1 mSv を超えないと、そういう計算になってきます。

見ていただいてわかると思いますし、今ちょっとお話しましたが、一番小さな数字が 120Bq/kg と。ここが一番小さな数字になります。やはり中高生の男の子というのは非常に食べる量が多いということで、一番厳しい数字になっているのがこの 13歳から 18歳の男性になっております。

一方、1歳とか6歳とか乳児の子どもたちというのは食べる量が少ないというものあるんだと思いますけれども、非常に大きな数字にはなっております。

このように乳児、幼児、子ども、妊婦さんも含めて、きちんと考慮した基準値を策定しているところでございます。

あとは子ども用の食事とか大人用の食事とか、それぞれの年齢区分によって基準値の違う食べ物というのをつくるわけにもいきませんので、一番小さな、一番厳しい数字になるこの 120 をベースに、切りのいいところで 100Bq/kg というのを基準値に、一般食品に対する基準値は、この 100Bq/kg というのを置いているところでございます。

一般食品以外のお話を若干させていただきますと、乳児用食品の範囲でございますけれども、含まれる食品というのは一応、健康増進法に定められている乳児用調製粉乳、いわゆる粉ミルクというのは非常にわかりやすいところでございますけれども、そのほかに乳児の飲食に供するおやつとか、ベビーフード、フォローアップミルク、そういったものもこの乳児用食品の範囲にするということで、新しい基準値は設定されているところでございます。

もう一つ、牛乳でございますけれども、牛乳の範囲は、これも一応牛乳というのがどういったものかという法律がありましてですね。乳等省令、正確には乳及び乳製品の成分規格等に関する省令。長いので乳等省令と呼んでおりますけれども、ここに、牛乳というのはこういったものですよと、牛乳以外の乳製品に含まれるのはこういったものですよというのが法律には書かれております。

ここにあります牛乳で低脂肪乳というのも大体スーパーに行っていればわかるかと思えます。加工乳等というのはクリームが入った濃厚牛乳といったものが、こ

れに当たります。

乳等省令の「乳」というのがこの3つまでですね。また、それ以外に乳飲料が入っていきまして、骨太何とかとか、コーヒー牛乳とかですね、こういったものも含めて、スーパーで並んでいる見た目、牛乳と同じような形をしているので、すべて今回の基準値の牛乳のほうに含めようということになっております。

それ以外の、図を見ていただければわかると思いますが、乳酸菌飲料とか、発酵乳とか、あとチーズ、発酵乳はヨーグルトとか、こういったものは牛乳には含めずに、いわゆる一般食品のほうに含めようということになっております。

一つ前のスライドでお話をしました乳児用食品と、この牛乳については、子どもへの配慮の観点で設ける区分でありますので、万が一、流通する食品すべてが汚染されていても影響のない基準値としています。

申し訳ありません。先ほどのスライドでちょっと説明をし忘れてはいますが、一般の食品では全体の半分ぐらいが汚染されているということを前提に計算をしており、その結果として基準値を  $100\text{Bq/kg}$  と設定しております。牛乳及び乳幼児用食品というのは、すべてが汚染されていたとしても、 $1\text{mSv/年}$  を超えないようにということで、その半分の  $50\text{Bq/kg}$  というのを基準値にするということにしております。

続きまして、製造、加工食品の基準値適用の考え方について説明をさせていただきます。

基本は、現在の暫定規制値でも同様でして、いわゆる原材料だけではなくて、製造、加工された状態、加工食品においても一般食品であれば、 $100\text{Bq/kg}$  を満たさなければいけないということでございます。

ただし、この①、②ですね。①の乾燥きのこ類、乾燥海藻類、乾燥魚介類、乾燥野菜といったものと、その下の②茶、米油など、こういったものについては、暫定規制値にはない新しい考え方を導入しております。

一つ目の乾燥きのこなどの乾燥食品で、乾燥した状態で流通し、水戻しを行って食べるものについては、食品を食べる、実際に食べる状態、コーデックス、いわゆる国際規格でも食べる状態での安全を確保していきましょうという考え方になっていきます。新基準値ではこのような考え方を適用しまして、原材料の状態と食べる状態、水戻しをした状態で、それぞれで、食べる状態で基準値を適用し、乾燥状態での基準値適用は行わないという考え方になっております。

ただし、注) にありますように、通常の製造食品という形で、一番下にもあります濃縮スープとか濃縮だれ、こういったものについては原則として製品の状態で一般食品の基準が適用されます。

あと、ここに載っていないんですけども、仮に、のりとか干しブドウとかですね。乾燥したまま食べてしまう、そのような食品については、そのまま食べるのが一般ですので乾燥したまま、一般食品の基準値を適用するというようになっております。

二つ目でございますけれども、お茶とか米油とかそういったものも原材料から抽出や浸出をして飲む、もしくは食べる食品ですので、こういったものも原材料の状態と実際に食べる状態がかなり違います。基準値の適用対象としては、お茶などでは浸出した状態、いわゆるお茶をせんじて飲む状態になったお茶、米油なんかは抽出した油の状態、それで基準値を適用するという形で基準値が設定されております。

次のスライドはもう少し細かく書いたものでございますので、余り詳しくは話しませんけれども、乾燥きのこ類としてはこういったものが、しいたげとかきくらげのいわゆる例示です。これ以外にもあると思いますけれども、乾燥きのことして乾燥シイタケや乾燥キクラゲなどがあるかと思えます。乾燥野菜では、かんぴょう、割り干し大根とあるんですけど、切り干し大根とか、山菜類の乾燥したものです。乾燥させた海藻、乾燥ワカメや昆布などがあるかと思えます。乾燥させた魚介類としては魚の干物とかがあるかと思えます。

こういったものの試験方法としましては、いわゆる検査をするときは粉砕したサンプルですね。日本食品標準成分表というのがあるわけですが、それで水戻しをしたときに、どれぐらい重量変化するかというデータが載ってまして、その必要な水分をあらかじめ添加をした上で測定するか、もしくは乾燥した状態で検査をして、ここで示されている重量変化率を用いて換算した結果を分析値として計算するか、そういったどちらかの方法で基準に適合しているか、していないかということを確認するというようにしております。

もう一つ、②にあったお茶とか油の話ですけれども、お茶としましては茶の木、いわゆる日本茶ですね。日本茶で発酵過程を経た茶葉を除く。発酵過程を経過しているというのは、下にありますが紅茶とかウーロン茶などの中国茶などが発酵過程を経たお茶になりますが、そういったものを除いた、一般的に日本で飲まれているお茶を原料に含み、抽出して飲用に供される食品、いわゆるお茶なんですけれども、そういったものは **10Bq/kg** というようにしております。

抹茶とか、いわゆるおすし屋さんで出てくる粉茶ですね、粉末茶など、粉末状で販売されているものについては茶葉そのものを摂取することから、粉末の状態で一般食品の **100Bq/kg** の基準値を適用するというようになっております。

上で除かれた発酵過程を経た茶葉、いわゆる紅茶とかウーロン茶については、飲む状態にして **100Bq/kg** になるという基準値が設定されるということになります。麦茶とか大豆茶とかですね、最近いろいろなお茶がありますけれども、麦とか大豆そのものが、原料そのものが直接摂取される可能性がありますので、そういったものはもう原料の段階で **100Bq/kg** という基準値を設定しましょうということになっております。

あと使用する油ですね。こういったものについては、油の状態ですけれども、**100Bq/kg** と。また星がついてはいますけれども、コーン油などは、いわゆるトウモロコシですけれども、

直接摂取される可能性のある食品を原料にしている場合は、原料の状態でも 100Bq/kg の基準値が適用されるということになっております。

現在、新しい基準値になっておりまして、4月もここを過ぎておりますけれども、一般食品に関しては原料になるもの、そのものについてはもう4月1日で新しい基準値が適用されております。ただし、それまでに製造されてしまった食品については、その製品が、消費期限が終わるまでは旧、暫定規制値と呼ばれていた、3月まで適用されていた暫定規制値を適用することになっております。ただし、4月以降に製造されたものについては新しい基準値が適用されるということになっております。

あと米とか牛乳とかについては、米なんかは年1回しか作付されないとか、そういった理由もありますし、米、牛肉については9月の末までは暫定規制値、経過措置ということで9月の末まで暫定規制値が適用される。その米や牛肉を原料に製造された加工食品については、9月30日までに製造されたものはそれ以降、その消費期限までは暫定規制値が適用されると。10月1日以降に製造、加工された、もしくは輸入も含まれますが、については新しい基準値が適用される。

大豆については、これ大豆をつくる期間に影響しているわけですがけれども、今年いっぱい、12月31日までは経過措置期間があり、同様に、12月31日までに製造、加工、輸入されたものは、消費期限までは暫定規制値が適用されると、同じようなルールになっております。

それぞれ米、牛肉は9月末まで、大豆については12月末まで経過措置期間があるということでございます。

基準値の食品を一定割合で摂取した場合の被ばく線量についてですけれども、一応ワーストケースということですが、基準値上限の食品をいわゆる100Bq/kg目いっぱいの食品を食べ続けることはまず想定しにくいですが、仮に、そういうワーストケースで食べ続けてしまった場合、どれぐらいの被ばく量になるかという計算をしております。

先ほど途中にちょっとお話をしましたけれども、乳児用食品、牛乳というのは汚染割合100%、一般食品は汚染割合50%として計算をしておりますけれども、一番高いところで、中高生男子が0.8mSvということで一番高い数字になっております。1歳未満の乳児とか1歳から6歳というところは0.3から0.4、1歳未満の乳児は0.3を切っておりますけれども、いわゆる年間線量1mSvが上限ということを見ると半分以下という状況になっております。そうはいつても、これはあくまでもワーストケースですので、実際にどれぐらいになるんだろうというのを計算したのがこのスライドとその次のスライドになります。

これは平成23年8月1日から11月16日までの食品中の放射性物質のモニタリングデータを用いた計算推計でございます。

このデータは、それぞれのモニタリング検査のデータをもとに喫食量、いわゆる日



本人どれぐらい食べているかという平均がありますので、喫食量と掛け合わせて推計したものでございます。モニタリング検査のデータはたくさんのデータを持っておりますけれども、その中で大体の中央値を使って計算したものがこれ（中央値）。比較的高目、全体の90%ぐらい、下から数えて90%ぐらいの比較的高目（90%タイル値）のところのデータを用いて計算したものが右側になりますけれども、大体1年間に計算をすると、中央値を使うと0.043mSv/年程度。90パーセントイル値の比較的高目でも0.074mSv/年ということで、実際のモニタリングデータからは、1 mSvからは大分遠い数字になっております。

先ほどの一つ前のスライドのワーストケースの0.8とか0.6といった数値よりは1けた小さい数字になっているかというふうに思います。

これが最後のスライドになりますけれども、研究班で食品からの放射性物質の摂取量の、実際の検査に用いたものではなくて、実際にスーパー等で購入をして計算をしたものがこれになります。

左側のものがその結果になり、東京、宮城、福島でやっております。方法は、実際に市場に流通しているものを買ってきて計算するマーケットバスケット法という方法でやっております。結果としましては、このオレンジのところは放射性カリウム、先ほどの一つ前の演者で話がありましたけれども、放射性カリウムがどれぐらいあるかで、東京だとほとんど見えていないんですが、この紺というか黒というか、ここが、放射性セシウムがどれぐらい含まれていたかということになっております。

大体カリウムだと0.2ぐらいで一定しているかと思っておりますけれども、セシウムに関しては、東京はほとんど見えておりませんが0.0026mSv/年、宮城では0.0178mSv/年、福島では0.0193mSv/年という数字になっております。一番高い数字になっている福島でも一つ前のいわゆる検査値、出てきたものを中心に計算をしていますので、検査値で推計したものよりもさらに小さな数字になっているというのがわかるかと思っております。

黄色の部分が先ほどカリウムの量と言いましたが、右側がちょうど平成20年度に別の測定で出ている放射性カリウムの数字ですけれども、若干ふえている感じもあるんですけれども、放射性カリウムは0.2前後で大体一定していると。それに比べて放射性セシウムというのは、当時ははかっているかと思っておりますけれども、この増減の幅の範囲内に入るぐらいなのかなというのが実際のところかなということで、放射性カリウムに比べると非常に小さな数字になっているというのが実際のところかというふうに思います。

以上でございますけれども、食品中の放射性物質の新たな基準値について説明をさせていただきました。御清聴ありがとうございました。以上でございます。

○司会者（影山係長）　続きますして、食品中の放射性物質の検査について、厚生労働

省医薬食品局食品安全部監視安全課 輸出食品安全対策官 松井保喜より御説明させていただきます。

○松井対策官 今ほど御紹介いただきました厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課で業務を行わせていただいております松井と申します。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、早速なのですが、御説明のほうに入らせていただきたいと思います。

まず、私のほうから説明させていただきますのは、今ほど説明いただきました基準値が設定されまして、それを受けてどのように実際に検査をされているのかということについて御説明をさせていただければと思います。

まず、大まかな流れについて、まず御説明させていただきたいと思います。

まず、食品の放射性物質に関する基準値の設定というものが行われているわけなのですが、まず、事故発生後から、3月17日から24年3月31日までの間ですけれども、こちらにつきましては、原子力安全委員会の示しました指標値をもとに、暫定規制値として実施しておりました。その後、食品安全委員会さんの評価を受けまして、厚生労働省の薬事・食品衛生審議会などの審議を踏まえまして、基準値を新たに設定して、これに基づいて検査を実施しているものになります。

検査の実際の実施状況ですけれども、基準値が途中で変わっておりますので、3月31日までと4月1日までで結果を出させていただいておりますが、これが4月末ですので、昨日、これは、後ほど説明いたしますが、私どものほうで毎日発表しております、昨日までの最新のデータですと、暫定規制値に基づくものが13万7,001件で、暫定規制値を超えるものが1,204件、新しい基準値ですね、新基準値に基づくものが1万5,921件、基準値をオーバーするものが458件ということですね。事故発生後、今までにトータルで15万2,922件というものについて検査を実施してきているところでございます。

その基準値を超えたものにつきましては、こちら食品衛生法に基づきまして、基準値を超えた食品について、同一ロットの食品を回収、廃棄させていただいているところでございまして、ここが食品衛生法というもの、実は出たもの、基準値をオーバーした食品そのものしか違反がかけられないという特性がございまして、超過した食品については回収、廃棄は食品衛生法で命じますけれども、食品の出荷制限、要するに食品がつけられた地域から、その食品が出荷されないようにというものにつきましては、原子力災害対策特別措置法に基づきまして、こちら対策本部長というのは後ほど出てきますけれども総理大臣になるんですけれども、こちらのほうで地域的広がり、作物であれば、その作物がとれたところの地域の広がりを勘案して、県域または県内の一部の地域を単位として出荷制限の指示を行う。これは災害本部長から各自治体の長、知事さんですね、県知事さん等に対して出されるというものになっています。

また、放射性物質の場合、特に事故発生当初については、降り注いでくるものがございました。それがなくなると、かなり低いレベルになるということで解除も行わなければならないということがございまして、当初、食品の出荷制限の解除ということで、直近の1カ月の検査結果が1市町村当たり3カ所以上、すべて基準値以下だった場合には出荷制限を解除するというような方法をとっていたところでございます。

これが全体の流れなんですけれども、ここにありますとおり、原子力災害対策本部というのがございまして、本部長が内閣総理大臣になっています。副本部長が経済産業大臣ということで設定されておまして、関係の省庁、全省庁が関連することになるんですが、主なところといたしましては内閣官房、農林水産省、文部科学省、消費者庁、もちろん厚生労働省もなんですけど、実は、文部科学省のほうが環境中の放射性物質の検査については統一的な対応をとられておまして、この中で、食品も環境の中に入っているのですが、他の泥とか海水とか水とか、と食品は異なる扱いになってきますので、食品については厚生労働省が一括して行いましょうということで、厚生労働省が関係都道府県等と連携をとって、実際の検査ですとか皆様方への検査結果の公表というものを行うという形になっております。

実際の検査につきましては、各自治体がばらばらにやるわけではなくて、原子力災害対策本部において策定した基本的な考え方というものに従って行っていただくことになっておまして、対象自治体が17都県、これは次のスライドで出てきますので、そちらで御確認いただければと思いますけれども、対象自治体を17都県。これを2つのグループに分類しております。これはリスクの高い低いに、簡単にいうと、そういうふうに、2つのグループに分けています。

対象品目が放射性セシウムの検出レベルの高い食品ですとか、飼料管理の影響を大きく受ける食品、これ早い話が牛乳とか牛肉、そういったものですね。要するに、えさとして与えるものが原因と考えられるもので食品ですね。そういったもの、あと水産物、あと出荷制限の解除後の品目、市場流通品。市場流通品というのは、私どもの研究機関、のほうで実施しているものがメインになってくるんですが、そういったものも含めて検査を実施しておまして、各都道府県に対して検査計画の策定と検査の実施を通知させていただいております。

各都道府県におきましては、これ四半期ごとに計画を立てて、私どものほうに報告をしていただいて、それに基づいて検査を実施していただくというのが基本的な流れになっています。

今ほど申しました2つのグループというのが、この2つに分かれておまして、こちらは今まで要するに暫定規制値を定めていたときに、複数品目で規制値を超えるものが出た自治体、実際は事故がございました自治体の周辺自治体ということになってくるんですけれども、そのほかにもう一つのグループというのが過去に、複数ではなくて、一つでも見つかったもの、ですから、具体的に例を出すとちょっと怒られてしま

うのかもしれないんですけれども、かなり遠方にはなってしまいますが、お茶ですとかそういったもので出たことがございますので、過去に1品目でも暫定規制値を超える食品が見つかった地域及び、こういった自治体に隣接する自治体。ですから、実際に出ていない自治体もございます。ですけれども、隣接するという事は、同じような地域的広がりも考えられるということで設定しております、ここで2つに分かれるわけなんですけれども、個々にどういった検査をしてください、過去に100ベクレル以上超えたものについては3検体以上検査してくださいですとかですね。このところはほぼ一緒なんですけれども、徐々に低いところも見ていただくとわかるのですが、こちらのグループに関しては毎週1回というのが、実際はローテーションを組んでやられていきますので、例えば、月曜日はお肉を集中的にやる、火曜日は野菜を集中的にやる、水曜日は魚を集中的にやるなどという形でローテーションを組んでやっていかれるというふうな形で、計画を立ててやっていただきます。

こちらは実際に出た品目というのが限定されたりしていますので、実際に出た品目ですとか、隣の自治体で出た品目、特に魚などの場合は結局、例えば福島県の隣、ですから宮城、茨城の場合は集中してやります。さらに、その隣、海はつながっていますから、その隣の自治体ということで、また千葉はこっちに入っちゃっていますけれども、こっちでいくと岩手ですとかそういったところも計画立てて、隣の自治体で出ているのであれば、自分のところにも来る可能性があるということで、その部分は検査を強化して行うようにしていただいているところでございます。

これが細かく、どういったふうな検査をするかということを示させていただいて、全部はちょっと説明を省かせていただくのですが、今回、私どもの検査で注目していただきたいのは、必ずすべてのところに共通することなんです、出荷開始前に検査を実施していただく。食品衛生法だけの観点でいくと、流通しているもの、もしくは出荷されたものを検査するわけなんですけれども、こちらは原子力災害特別措置法に基づいてやっておりますので出荷開始前、ですから、実際に出荷する前に検査をして、その検査結果をもって出荷するように。

日本場合、ほかの暖かい国、寒いところもそうなのかもしれないんですが、一年じゅう同じ食品がとれるということは非常に少ないです。必ず四季がございまして、例えばホウレンソウがとれる時期はこの時期、大根がとれるのはこの時期というふうに時期が決まっていますので地区ごとに、ですから、例えば、九州でホウレンソウとれる時期と北海道でホウレンソウとれる時期は違いますから、一律にホウレンソウの検査を7月にやりなさいというのではなくて、各自治体の実情に合わせて、ホウレンソウがとれる時期であれば、そのとれる時期の前に、一番最初のはしりの段階で検査をしていただいて、その結果をもって出荷をしていただく。逆に言うと、もしその結果が基準値を超えているのであれば、その地域からの出荷は一切停止するというような形で、市場に一切流通しないようにという形での検査の体制を組ませていただい

ているところでございます。

実際の検査については、検査機器、実は数種類ございます。一つはゲルマニウム半導体検出器、まさにこの写真になるんですけども、こういった精密な検査をする機器ともう一つはヨウ化ナトリウムというんですが、NaIシンチレーションスペクトロメータという迅速測定器、スピードが速い測定器です。ゲルマニウム半導体検出器の場合ですが、この資料があるんですけども、これ全部、例えば野菜の場合、野菜をそのまま容器に入れるわけではなくて、この容器に切り刻んで入れます。この器械で検査をするわけなんですけど、この器械、精密にはかれるかわりに時間が非常にかかってしまいます。精密にはかろうとすれば時間が長くなります。ですから、低い値まではかろうとすると1時間、2時間、3時間かかるという特性がございますので、逆に言うと、時間短くしてしまうと高い値しかはかれないという特性がございますので、スピードがどうしても遅くなってしまいます。

逆に、NaIシンチレーションスペクトロメータというのは低くまでははかれないかわりに、ゲルマニウム半導体検出器の大体半分ぐらいで検査が、30分とか1時間とかそういう時間で、ある程度のスクリーニング検査はできる。ですから、基準値が100であるとするならば50のところ、まず一斉に検査をして、そこで超えたものについてはゲルマニウム半導体検出器で精密な検査をするとかですね。

そういった形でスクリーニングをする器械と精密な検査をする器械というふうに分けているところでございまして、これを簡単に説明しますと、実は、この厚さというのが10センチから15センチほどあるんですけど、すべて鉛の壁でできています。鉛の壁で、先ほど御説明があったとおり、外からでも天然放射性物質というのはありますので、放射線が飛んできますので鉛の壁で天然の放射線をすべて除外して、純粋に食品からの放射線を検出できるようにという検査機器でございまして、これ実は非常に高価でして、1,000万ちょっとするような器械でございまして。

また、これ一つ厄介なのが、これ実は鉛の塊ですので、器械自体が1トン2トンの単位でございまして、普通にこういったところに置くと床が抜けてしまうなんていう問題がございまして、なかなか設置が難しいところもございまして。後ほど説明もさせていただきますけれども、厚生労働省のほうでは、こういった機器を自治体さんが導入する場合には検査機器とあと、その設置のために要する費用を補助するというふうな形ですね、こういった機器の導入の促進というものはかっているものでございます。

出荷制限の実際の流れといたしましては、先ほども御説明したとおり、食品衛生法に基づく検査を実施して、その後、出たものについては食品衛生法違反としまして、地域的な広がりがある場合には、その原子力災害特別措置法に基づきまして出荷制限、その地域、その野菜なり生産物がとれた地域から食品が流通することがないようにということで「出荷制限」というものをかけます。

また、この出た数値が著しく高い、このような場合に、は出荷をとめるのではなくて、皆様が食べるのを防ぐということで「摂取制限」というものを、さらに厳しいものになるんですが、そもそも出荷どころか、とること自体もうだめだと。口にするのがだめですよということで「摂取制限」というものを行うという形になっております。

出荷制限・摂取制限の品目・区域の設定条件についてなんですけれども、まず基本的に、地域的な広がりの確認された場合、地域・品目を指定して設定することとしておりまして、地域は、基本的には自治体さん単位で行われることとなります。ですから例えば、福島県さんであれば福島県を一つの単位、茨城県であれば茨城県を一つの単位、宮城県なら宮城県を一つの単位とかけるわけなんですけれども、都道府県といいましてもかなり広い地域がございます。ですから例えば、自治体の真ん中に大きな山があって、その東と西で気候も違えば風土も違う、放射性物質の影響も全く違うということもございますので、そういった状況が確認できるであれば、自治体がまたその管理ができるということであれば、その地域を分割して行うことができるということで、各自治体における汚染の実態ですとか管理の実態に合わせて、地域を分割することができるというふうにしております。

また、出荷制限・摂取制限の品目、逆に、これ品目決定されたものを解除するときにはどのようにするかということなんですけど、まず基本的には、自治体さんのほうでしっかりと検査をしていただいて、その検査結果から問題がないですよということが報告された場合に行うこととなるんですけれども、出荷の実態ですとか生産の実態、汚染の実態を把握して、分割して申請をしていただくことができます。ですから、同じ自治体の中でもA市とB市を分けて、A市においてはしっかり管理ができるので、A市は解除を申請します。B市については、ちょっとまだ管理がしっかりできないかもしれないので、そこは除きますなどという形で、各自治体さんの判断によって解除のやり方というのを決めることができるというふうにしていただいております。基本的には直近1カ月の検査結果が1市町村当たり3カ所以上、要するに複数の地域で検査を実施して、その検査結果がすべて陰性であった場合に解除を行うという形になっております。

これが今までの検査の結果ですね、出荷制限の対象となっているものでございますが、太字のものが4月1日以降、出荷制限が新たにかかっているものでございます。ごらんになればおわかりいただけると思うんですけど、ほとんどが栽培されたものというよりも山野草ですとか、海のものもありますけれども、基本的に自然界からとってきたもの。ですから、栽培されたものというよりも、管理されてつくられた野菜や食べ物というよりも、実際に山野からとってきたものが多くなってきているというような状況になってきております。

厚生労働省におきましては、このデータを毎日公表させていただいております、違反になったものだけではなくて陰性のものも含めて、すべて公表させていただいて

おりまして、データは毎日公表させていただいています。

ちょっとここに地図がございます。例えば、ここ千葉県が、例にとると怒られてしまうかもしれないんですけど、千葉県をクリックすると千葉県のデータがずらっと出てくるというふうな形で公表させていただいているんですが、こっちのデータちょっと更新が、若干タイムラグが出てきてしまいますので、毎日公表しているデータは非常に、これ目が痛くなるようなデータがあるんですけども、こういった形でかなり細かく毎日出しています。ですので、こちらを見ていただければリアルタイムでできますし、若干タイムラグが生じてもよろしいということであれば、各自治体のこういったマップを示しておりますので、こういったもので確認をしていただくことができるかと思えます。

実際の検査結果、これ、青いバーが福島県、赤いバーが福島県以外という形で検査結果取りまとめて、今出させていただいているんですが、例えば野菜なんかですと、ここ福島県が原発事故当初は非常に高い値となつてけれども、これは直接放射性降下物による影響でございます、それ以降につきましては徐々に低下しているような傾向が見られるのかなというふうに考えているところでございます。

ただ、水産物については福島県、非常に多く出ています。ここが、単位が大きいので、ここの部分だけを切り出して、ちょっとグラフを持ってきているものになるんですけども、福島県、非常に水産物がと高くなっているんですが、これは、福島県については今現在、海での漁獲というのは一切行われていません。ですけれども、福島県としては実際、海の汚染状況がどのようになっているのかというのが、基準値を超えているのはわかっているんですけども、汚染状況をしっかり把握したいということですね、あえて検査をしていただいております、これでも徐々に低下しているような状況がございまして、これは私の私見になるのかもしれないんですが、当初はコウナゴといって上の方に浮いている魚が基準値を超えるものが多かったんですが、最近の傾向としては徐々に底魚、こういう言い方するとあれなんです、ヒラメですとかそういった下のほう、そこのほうにいる魚が多く、基準値を超えるものになってきているのかなというふうに感じているところでございます。

そのほか、お茶については福島県これは、余りお茶はとれていませんので、実際、最初は多いんですが、お茶の場合は、大体新芽を摘んで飲まれる場合が多いんですが、お茶の産地では一回もう木が枯れるのを覚悟で、葉をほとんど落としてしまつて、今年にかけるということで、去年の栽培は全部あきらめて、今年新たな葉っぱで生産をしましょうということやられているような状況がございまして、去年のものと今年のものとはまたデータがかなり違ってくると思います。ですから、ここは、今年の結果も、これから新茶の時期になりますから、どんどん結果が出てくるかと思しますので、そういうのを見ていただければ、恐らく明らかに下がってくるのではないかなというふうに考えているところでございます。

実際に食品の検査体制整備、先ほど申しましたとおり検査機器、非常に高額になっておりますので厚生労働省としましては、各自治体さんが検査機器を導入される際に検査機器の補助を行っております。また、ほかの省庁さんでも機器の導入ですとか、市民団体さんの場合には消費者庁さんのほうで行われているんですが、機器の貸与などという形で、実際に皆様方の検査ができるようにという形での支援を行っておりますのでございまして、私どものほう先ほど申しましたとおり、厚生労働省のホームページで専用のサイトをつくりまして、毎日公表しております。ただ、公表時間はちょっと夜中になってしまいますので、皆様方に御確認いただくのは次の日の朝になってしまうかもしれませんが、毎日データを公表させていただいている。また、首相官邸のホームページでも最新の情報を御提示させていただいているというような状況がございまして、何かそういった数字を確認したいということがあれば、こういったホームページを御活用いただければと思っております。

ちょっと時間が押してしまった関係で済みません。早口になってしまいましたが、これにて私からの御説明を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○司会者（影山係長） 最後に「農業生産現場における対応について」、農林水産省生産局農産部穀物課課長補佐 清水治弥より御説明させていただきます。

○清水補佐 皆様、こんにちは。農林水産省穀物課の清水と申します。私のほうから、今日お話しする内容は2点ございます。

はじめに、食品の放射性物質対策に係る農林水産省の対応方針、それから各主要な食品、農林水産物ごとに放射性物質調査の結果、現状としてどのような濃度のものが検出されているのか、そして、その放射性物質を低減するために生産現場でどのような取組が行われているかという、この2点をお話しさせていただきます。

まず、農林水産省の対応ということですが、食品の放射性物質については、まず、国民に安全な食品を安定的に供給すること、これを第一に考えています。そのために関係都県や厚生労働省と連携しまして、食品の放射性物質調査が円滑かつ迅速に行われるように、関係県、あるいは生産者に指導・助言をするとともに、農林水産省の現場における取り組みを進めているところです。

具体的に調査結果を見る前に、農産物が放射性物質に汚染されるというのは、どのような経路で放射性物質に汚染されるのかという点について、2つのパターンがありますので、それをまず御紹介します。

まず一つは、これは事故直後が中心でしたが、原発から直接降下してきた放射性物質が農産物に付着して、それによって汚染されたという経路です。葉物野菜などは、まさに事故直後は野菜に付着した放射性物質が検出されたという経緯があります。



そして、多年生の作物の果樹ですとかお茶については、事故直後に樹体に付着した放射性物質が、果実や新芽に転流して、それが果実なり茶葉で検出されたというのが一つ目の経路です。

もう一つは、土壌を介した汚染ということです。農地に降下した放射性物質が根から作物に吸収されて検出されたというのが二つ目の経路です。

この2つの経路があることをまず頭に置いていただければと思います。

さて、野菜、茶、果実の現状と対応をご説明します。

まず、野菜等の放射性物質調査の結果ですが、これは、今年の3月末までのデータで整理をしたものです。

野菜で特徴的なのは、去年の事故直後は放射性物質が直接降下して付着した影響があり、当時の暫定規制値である **500 Bq/kg** を超過したのが見られました。ただ、その後、事故後に作付が行われたものが出荷が大宗となった昨年7月以降の結果を見ると、ほとんどが **100 Bq/kg** 以下という状況になっています。

大豆については、ほとんどが **100 Bq/kg** 以下という状況です。

麦については、実は去年の事故当時に、もう大分生育が進んでいたもので、直接麦の植物体に放射性物質が降下したという影響もありました。それに伴って、この **100 Bq/kg** 超の割合が少し高かったと。これは去年の夏にとれた麦の話です。

果実については、先ほど申し上げました樹体に付着した放射性物質が果実に転流されたということで、少し高い割合で **100 Bq/kg** 超が検出されています。

お茶についても少し高い割合で検出されています。ただ、これは、昨年3月末までは飲料の状態ではなくて、茶葉での検査結果になっています。4月以降は、先ほど御説明がありましたが、4月以降は飲用茶の状態、抽出した飲む状態での検査が行われています。

野菜や果実、茶等の農産物について、どういった対策をとるか。これは、次の2つが中心となります。

まずは放射性物質の低減対策。栽培管理によってできるだけ放射性物質の低減を図るということ。それから収穫後、出荷する前にきちんと調査をして、基準値を超える農産物を流通させないという、この2つの対策をとっています。

まず、低減対策について。一つは果樹やお茶の取り組みです。

果樹については、樹皮についた放射性物質を取り除くために、特に、この年明け以降、冬場に樹皮をはぎ取るという作業を行いました。粗皮削りといっていますが、これによって、今年とれる果実への放射性物質の濃度を低減していこうとしています。

それからお茶については、これも先ほど少し触れていただきましたが、通常の刈り込みよりも随分深く枝を刈り込むことによって、今年とれるお茶への転流を防ごうと、そういう取組をしています。

収穫後の放射性物質調査についても、4月以降は新しい基準値に対応して、よりき

め細かく状況を把握できるように調査しているところです。特に 23 年度に 100 Bq/kg を超過した品目については、原則として、東日本の 17 都県において、生産・出荷のあるすべての市町村で調査をすることとしています。

特に 17 都県のうち、複数品目で出荷制限の実績がある 6 県については特に綿密な調査、50 Bq/kg 以上を検出された市町村なり主要産地では、各市町村ごと 3 点以上というような調査をしているところです。

それから栽培管理に関して、直接その作物体、樹皮を取る、あるいは枝を刈り込むということだけではなくて、農地からの汚染、土壌を経由した汚染を防ぐために農地の除染という取り組みをしています。

例えば、表面の土壌の削り取りですとか、作物が根を張る範囲で、表層土壌と下層土壌、表面のほうの土と深いほうの土をよく反転させることによって、根から吸収できる放射性物質の濃度を下げていこうという取組も進めています。

もう一つ、土壌の関連では、肥料ですとか土壌改良資材等の資材についても暫定許容値、1 キロ当たり 400 ベクレルという基準を設けまして、その基準を超過する資材、肥料等は使わないようにするといったような取組もしています。

次に、米についてです。

23 年産の米については、まず、福島県で、土壌中の放射性セシウム濃度が非常に高かった地域では作付制限を行いました。作付を行ったそれ以外の地域では収穫後に調査を行い、その結果をまとめたものがこちらですが、17 都県で全体の 99% が 50 Bq/kg 以下となっています。

その中で福島県の調査結果だけを拡大したのが右側のグラフになりますが、福島県での調査の結果を見ると、福島県であっても 98.4% が 50 Bq/kg 以下、その 50 Bq/kg 以下の中でも、ほとんどが 20 Bq/kg 未満という結果でした。

米については、非常に高い濃度のものが出たということで、全体的に汚染されている、汚染レベルが高いという印象をお持ちの方もいらっしゃるかもしれませんが、全体の濃度分布はこういうことになっていることを御理解いただければと思います。

ただ、残念なことに、この調査が終わった後に、福島県の一部の米から暫定規制値を超える米が発見されました。それを受けて、農林水産省と福島県では、今年の冬から年明けにかけてさらなる実態調査を行うとともに、今後、わずかであっても規制値を超える米を出さないようにするために、どうして高い濃度の米が生産されたのかという要因の解析を行いました。

まず、調査については、本調査、先ほどの分布で示した調査結果で、玄米で放射性セシウムが検出された地域については、全農家を対象に調査をしました。

それから、要因解析については、この高い濃度の米が生産された水田で土壌のセシウム濃度、あるいは、ほかの養分の濃度、それから用水、あるいは周辺の状況等を詳細に調査しました。

その内容を簡単に御紹介します。まず、緊急調査、追加的に行った調査の結果です。これは 29 市で、全部で 2 万 3,000 戸、そして 3 万点以上の調査を行いました。

このような福島県の中でも放射性物質が比較的高く検出された地点だけで見ても、実に 97%が 100 Bq/kg 以下でした。また、当時の暫定規制値 1 キロ当たり 500 ベクレルの米を生産した農家は全体の中でも 38 戸という非常に局所的、限定的な発生だったということがわかりました。

それから、要因解析について、なぜ、局所的であれ高い濃度の米が出たのかということ調べた結果がこちらになります。

まず一つ目は、土壌中の放射性セシウムの濃度が高かったということ。これは前提条件としてございます。ただ、実は、ここでもう一つわかったのは、土壌中の放射性セシウム濃度が高ければ玄米のセシウムの濃度が高かったかということ、明確な相関は見られなかったということです。

むしろ明確な相関が見られたのは土壌中のカリウムの濃度でした。このカリウムというのは肥料の大事な要素であり、昨年、玄米で非常に高い濃度の米が見られた水田では、土壌中のカリウムの濃度が非常に低かったという傾向が見られました。植物の性質上、根から肥料を吸収する際に、カリウムとセシウムというのは競合関係にあります。このため、カリウムの濃度が非常に低い土壌で栽培された場合には、相対的にセシウムは吸収されやすくなったのではないかとということが考えられます。

もう一つは、高い濃度の米が見られた水田というのは、実は山合いの狭い水田、小さな水田が多かったという傾向もありました。こういった水田では、トラクターなどの農業機械が入らずに、耕す深さが非常に浅かったということ、あるいは、沢水が流れ込んだりして水はけが余りよくなかったということで、稲の根の張りが非常に浅いという特徴が見られました。このことから、浅いところに根が分布し、しかもセシウムもやはり浅いところに分布していたということで、根から放射性セシウムを吸収しやすかったのではないかとということが考えられます。

24 年産、今年作る米については、こういった要因解析を踏まえて、例えば、カリウムの足りない水田にはしっかりとカリウムを与える、あるいは、できる限り深く耕して、しっかりと耕して根が深く張るようにするといったような対策を進めていくこととしています。

今年の米の作付制限については、避難指示が出ている区域のほか、昨年の調査の結果 500 Bq/kg を超過した値が見られた地域等については、今年の稲の作付を取りやめていただくという措置をとっております。

それから昨年の調査の結果、23 年産米で 100 Bq/kg を超えた米が一定程度広がりが見られた地域については、あらかじめ 24 年産の米に出荷制限をかけた上で、先ほどの農地の除染なり肥培管理による吸収抑制対策をしっかりと行っていただき、さらにその地域でとれた米を全量管理、それから全袋調査することを条件として、今年作付を

している地域があります。

このような形で、非常にリスクの高いところは作付制限、あるいは、それに準じるようなところは全量管理・全量調査をするという対策をとることとしております。それ以外の地域については、収穫後の調査を綿密に行うことによって、新たな基準値を超える米を出荷しないようにする。そういう取組をしようとしています。

この地図に示したのが作付制限と事前の出荷制限の状況です。去年の作付制限のエリアというのはこの黒い太枠で示したところです。今年の前作付制限区域が、このオレンジの所です。去年の前作付制限区域のうち、避難指示が解除された残りのオレンジの所と、23年産米で高い濃度の米が検出されたところが、今年の前作付制限区域となっています。そして黄色で表示をしているのが、事前に出荷制限をかけた上で全量管理・全袋調査をするエリアになっております。福島県の広範なエリアに対して、こういう濃密なしっかりとした管理を行ってまいりたいと考えています。

次は畜産物です。

まず原乳ですが、原乳についても、原発事故直後には、基準値の 200 Bq/kg を超したものもありました。ただ、去年の4月以降を見ても、すべてが 50 Bq/kg 以下という濃度分布になっています。

牛肉については、高濃度の放射性セシウムを含む汚染稲わらが給与されたことによって、500 Bq/kg を超過する牛肉が検出されました。その後、牛肉についてもリスクの高い地域においてはすべての農家で検査を行い、飼養管理については、えさの基準を設けることによって、牛肉は突出して検査点数が多いのですが、現状としては、ほとんどが 100 Bq/kg 以下の水準に入っています。

それから豚肉、鶏肉、鶏卵です。牛は牧草などをよく食べるのに対し、豚や鶏は濃厚飼料が中心で、トウモロコシなどの輸入飼料への依存度が高いということも背景にあり、豚肉、鶏肉、鶏卵とも、99%が 100 Bq/kg 以下という結果になっています。

畜産物の取組としては、何といたっても飼料の管理、新基準値に対応した飼養管理をしっかりと行うこと。それから、出荷前に放射性物質の調査を行うこと。この2点の取り組みを行っています。

まず、飼料ですが、食品の基準値が今回4月から食肉で 100 Bq/kg、牛乳で 50 Bq/kg となったことから、それを超えないような食肉や牛乳が生産できる水準に、飼料の基準をより厳しくしました。牛用の飼料であれば1キロ当たり 100 ベクレル、豚用の飼料であれば1キロ当たり 80 ベクレル、この水準の飼料であれば、ずっと与え続けても、結果として食肉が 100 Bq/kg 以下になる。そういった飼料だけを与えてまいりたいという取組をしています。

そのために、比較的高い濃度が検出されていた粗飼料、牧草や稲わらなどの切りかえを進めるとともに、牧草地などでの除染対策、さらにどうしても間に合わない場合は、代替飼料の確保等を支援しているところです。

調査に関しては、まず、牛肉については従来4県で全戸調査、全農家単位での調査を行っていましたが、4月以降は、7県に拡充して全戸調査を行っています。

原乳については、これまで2週間に一度の頻度で調査を行っていましたが、4月以降、7県については1週間に一度という頻度で調査を行うこととしています。

次が、きのこの等の特用林産物の話です。

きのこについては、モニタリング調査の結果、原木しいたけでは、全検査点数の約3割を超える点数が100 Bq/kgを超えている状況です。実は、菌床のしいたけについては余り超えていない状況です。あと山菜、山でとれるタケノコ等の山菜についても、少し高い頻度で100 Bq/kgを超えたものが検出されています。先ほどのお話で少し御紹介がありましたが、現在複数の地域で出荷制限をかけている状況です。

きのこについては、特に原木や菌床から放射性セシウムが吸収されるということが考えられます。このため、きのこの原木やほだ木についても基準値を設けて、安全なきのこの原木を確保すること。きのこの原木を除染・洗浄する、あるいは、もう外に出さないようハウス等を導入するといった取組をしています。また、今、山菜の時期ですが、基準値を超えた山菜が採れた地域においては、山菜を採りに行かないように、あるいは販売しないようにという指導をしているところです。

そして水産物です。

水産物についても3月末までのデータですが、ほかの品目に比べて100 Bq/kgを超えるものがそれなりに見られます。水産物も調査を強化しようということで、4月以降の調査の仕組みの中では、過去に50 Bq/kgを超えたことのある魚種や主要水産物を中心に、高い密度で調査を行うこととしています。

魚種にも幾つかグループがあります。内水面、これは川や湖でとれる魚ですが、これらについては、各県内で、川や湖というブロックごとに検体を漏れなく採っていきましょうとしています。

沿岸性の魚種、コウナゴやスズキ、カレイ等については、各県で海を区域分けし、主要水揚港において検体を採取するほか、表層に住んでいるもの、あるいは中層、それから海底に近いところで生息しているものといった種類も考慮して調査をしているところです。

それから、沖合を回遊するカツオですとかサンマといった魚については、回遊の状況等を考慮して、漁場を県別、かつ県の中でも区分をして、それぞれの主要水揚港において検査をしています。

このような放射性物質調査の取組に加えて、水産物については自主規制として操業自粛が行われています。福島県では、沿岸及び底引きの漁業については全面的に操業自粛をしています。宮城県でも海域ごとに、魚種別に、このあたりはマダラとヒガンフグを操業自粛、上のほうはマダラを操業自粛としています。茨城県においても北部、県央部、南部に分けて、魚種ごとに操業自粛をしている状況です。

スライドは以上になりますが、もう一つお話があります。これまでお話しした内容は生産現場での取組でしたが、もう一つ、食料の供給サイドとして重要な流通、加工、あるいは小売の業界での取組があります。そちらについても先月、4月20日に農林水産省から通知を出して、新しい食品の基準値の意味や、事業者が自主的な検査を行う場合に、科学的に信頼できるデータをとるための検査機関の紹介を行っています。

その上で、できるだけ食品衛生法上の基準値に従って、流通・小売の方々が取り扱っていただけるようお願いをしたところです。当然、各事業者による自主的な取組が色々あり、それにさお差すものではないのですが、やはり何よりも正確な情報提供が重要だとの考えの下で、各関係業界にもそのようなお知らせをしているところです。

本当に最後になりますが、私、被災地の農業の復興に携わってきた身として、普段の暮らしの中で、皆さんにちょっと気に留めていただければということをお願いいたします。

昨年、福島の果物等が店頭で非常に安い値段で売られているような状況が見られました。ただ、先ほど調査結果の濃度分布をお示ししたとおり、しっかりと調査をした上で、基準値を超えたものは流通させない、あるいは、実際のところは調査結果を見ても、ほとんど低いところに分布しているという状況があります。それから、農業生産現場でも果樹の樹皮を削るとか、お茶を深く刈り込むとか、あとは土壤の除染を行うといった取組もしています。そういったことを踏まえて、ぜひ日々の暮らし、あるいは食事の中で、特定の産地や特定の品目というものを避ける、敬遠するのではなく、調査の結果、あるいは生産現場での取組みを踏まえてバランスのよい食生活を送っていただくことが、恐らく被災地の農業の生産者への応援ということにもつながるんだらうと思っています。

当然のことながら、私共としても引き続き農業生産現場で放射性物質の濃度を低減するための取組等を、しっかり続けていきたいと思っています。

御清聴ありがとうございました。

○司会者（影山係長）　ここで10分間の休憩をとりたいと思います。3時40分までに席にお戻りいただきますようお願いいたします。

（準備）

○司会者（影山係長）　それでは、時間になりましたので再開いたします。

壇上には先ほど講演を行いました4名と食品の表示を所管している消費者庁から食品表示課課長補佐　今川正紀が登っております。

質疑応答に入る前に、今川から乳児用食品の表示について現状を御説明します。

その後、滋賀県から現状の取組みについて御説明します。

それでは、今川補佐、よろしく申し上げます。

○今川補佐 ただいま御紹介いただきました私、消費者庁食品表示課の今川と申します。どうぞよろしく願いいたします。

私のほうからは一点、乳児用食品の表示について、お時間の関係もございまして、ごく簡単に御報告申し上げたいと思います。

まず、皆様方のお手元に、こういった一枚紙のリーフレットがあると思いますけれども、ちょっとそれを御用意いただけますでしょうか。ちょっと緑っぽいものですね。題名が「食品中の放射性物質の新しい基準値」というものでございます。

この中身自体は、先ほど厚生労働省から説明のありました内容を簡単にまとめたものなんですけれども、その裏側を見ていただきまして、ちょっと下のほうのQ5というところですね。「乳児用食品は、どこで見分けるのですか」というものがございます。

現在、消費者庁で乳児用食品の表示基準を策定する手続きを進めてございます。これを策定することに至りました背景なんですけれども、先ほど厚生労働省のほうからも説明ございましたとおり、今回、放射性セシウムの新しい基準値は4つのカテゴリーに分類されます。この表側に書いてございますけれども、つまり、まず一つとしては飲料水ですね。それから牛乳、それから乳児用食品、それから一般食品という4つのカテゴリーですね。

このうち飲料水と牛乳に関しましては範囲が基本的に明確になっている。例えば飲料水であれば、水と飲用のお茶ですね。それから牛乳であれば、先ほどの説明の中でも乳等省令の説明がありましたけれども、その乳等省令上の乳と乳飲料というものでございますね。

一方、乳児用食品、これ乳児というのは1歳未満が対象なんですけれども、乳児用食品につきましては、どれがそのカテゴリーに当たる食品かというのが、なかなか明確に判別がつかないものもやはり中にはあります。

例えば粉ミルクみたいなものは、基本的には赤ちゃんが飲むもの、乳児が飲むものということで、これはもう見た目で見分ける。フォローアップミルクも含めてですね、見た目で見分けるというのがあるんですけれども、例えば、それ以外の食品で特に、お菓子のたぐいとか、おせんべいとかですね、やわらかい、赤ちゃん、あるいは赤ちゃんより上の乳児から食べるようなおせんべいとか、あるいは飲用のジュースとかですね。そういったもので1歳未満の乳児をターゲットとして販売されるようなものが、この乳児用食品に該当してくることになるんですけれども、一見して、なかなかそれを判別するのが難しい部分があるということで、消費者庁のほうで今、その乳児用食品のカテゴリーのものについては、それがわかるように表示をつくっているという背景でございまして。

具体的な表示内容としては、例えば「本品は乳児用食品の規格基準が適用される食

品です」とか、実際の表示だとそれでは長いので、省略して「乳児用規格適用食品」とかですね、そういった表示になってくるんですけども、そういった乳児用食品のカテゴリーに該当する食品ということがわかるような表示を策定しているというものでございます。

現在、消費者委員会の食品表示部会というところでご検討をいただいているところでございます。消費者庁から消費者委員会に諮問をして、今後、消費者委員会の食品表示部会で結論が得られ次第、答申を消費者庁にいただいて、それを踏まえて乳児用食品の表示基準というものをできるだけ早く公布、施行をしたいというふうに考えてございます。

ごく簡単ではございますけれども、私からは以上でございます。お時間いただきましてありがとうございます。

○司会者（影山係長） ありがとうございます。

続きまして、滋賀県の現状と取り組みについて御説明いただきます。

○東野補佐 どうも皆さん、こんにちは。滋賀県食の安全推進室の東野と申します。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、ここで少し時間をいただきまして、事前の質問もいただいた分野でございしますが、滋賀県内において実施しています食品に関する放射性物質検査の状況を紹介させていただきます。

まず、食品の分野は担当する部局が分かれておりまして、きょうは総括して状況を紹介させていただきます。

まず一つ目についてですが、滋賀県産の牛肉についてです。

これにつきまして滋賀県では、水や大気、環境の汚染といったところはない状況でございしますが、畜産農家での汚染稲わらの問題で、流通・使用実績、こういった問題もありませんし、滋賀県産牛肉は安全というふうに考えております。

しかし、過去に放射性物質に汚染された牛肉が全国流通した経緯もございしますので消費者の方の不安に対応する、そのために滋賀県産牛肉を安心して召し上がっていただくために、滋賀食肉センターで処理されたすべての牛を対象とした全頭検査が実施されております。これまでに放射性物質が検出されたという事例はございません。

次に、近江米についてでございます。

これにつきましても環境の放射性物質汚染というものはございませんけれども、これも消費者の皆さんが安心して近江米を食べていただけるようにということで、県内すべての市町において収穫後、出荷前の検査が行われております。これにつきましても放射性物質は検出されていないという状況でございます。

最後に、3点目ですが、県内に流通する加工食品についてでございます。



これにつきまして昨年の11月から3月まで、食品を分類しますと37になるんですが、そのうちの26品目の分野につきまして、45の食品について検査を実施し、安全性の確認を行っております。

さらに、今年4月からでございますが、先ほどお話がありました、食品衛生法の新しい基準ができておりますので、それへの適合確認を行っております。

加えまして検査対象食品について、先ほどの37分類すべて、野菜、魚、生鮮食品を含めまして37品目に拡大して、年間約150の食品を保健所の監視員が収集しまして、県の衛生科学センターにおいて集中的に検査をしております。このような状況でございます。

さらに、中核市である大津市でございますが、大津市保健所が担当されておりますので、こちらでも同様の検査を行っているという状況でございます。

それから、この加工食品についてでございますが、これまで放射性物質については検出されておられませんけれども、万が一、流通する食品から基準を超える放射性物質が検出されたり、あるいは他府県から通報があった場合には、先ほどもありましたように、食品衛生法に基づき即座に流通や販売をとめる、あるいは回収とか廃棄という措置をとることになっております。

以上が滋賀県において放射性物質検査の実施状況ということでございますが、以上申し上げました検査につきましては、すべて県のホームページに結果を公表しておりますので、また御確認いただけたらと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

○司会者（影山係長） ありがとうございます。

それでは、質疑応答、意見交換を行いたいと思います。御質問のある方は挙手をお願いします。私が指名した方へ、係の者がマイクをお持ちいたします。できれば所属とお名前をお願いします。マイクがお手元に届いてから御発言をお願いします。一人でも多くの方に御発言いただきたいと思いますので、御発言は要点をまとめてお願いします。回答者もできる限り簡明にお願いします。

それでは、御質問のある方、挙手をお願いします。

どなたか質問、いらっしゃいませんか。では、前の方、どうぞ。マイク、今届けますので。

○質問者A 事業者の者です。お伺いしたいのは、今回基準をいってみれば厳しくされたんですけども、厚生労働省さんの資料の最後のほうにありました摂取量推計を見ましても、500ミリシーベルトの暫定基準であったときでさえ十分な食品が流通していると考えていいぐらいの量といいますか、摂取推計としてはそうなると思うんですね。これをもちろん安全な基準を低く設定するという事は非常に大事なことでないですか。現状、日本において、特に被災地において、今が平常時だと考え

られるかという、そうじゃないと思うんです。

先ほど、農林水産省さんからもありましたように、まだ対策を実行・実施されている中で、やはり非常時だと考えたほうがいいんじゃないかなと思うんですけれども、それでもなおかつ、今この段階で基準値を厳しくされなきゃいけなかった理由というのはまず知りたいのと、その基準値を設定される中で、例えば被災地にこの基準値を設定したときにどういう影響が出るだろうとか、もしくは海外へ輸出するときに、その新しく決めた基準が影響して外国に出荷できないとか、また逆に、海外から食品を輸入するときに新しい基準のために、非関税障壁とまでは言いませんけれども、かなりきつい状況が発生したりすることというのは考慮されておられたのかどうか。その辺についてお教えいただければと思います。お願いします。

○横田補佐 厚生労働省、横田でございます。

今、厳しい基準にしなければいけなかった理由ということでございますけれども、やはり冒頭お話をさせていただきましたのもありますし、先ほどお話の中にもありましたけれども、やはり国民の安全・安心という観点から、できるだけ早く正式な基準値を設ける必要があったということでございます。

もう一つの質問として、輸入食品とかその他の地域での食品の出荷に対する影響ということかと思っておりますけれども、そのあたりは関係省庁、例えば農林水産省さんとかかですね、いろいろな関係部署と調整を図りつつ、現在の基準をつくったところでございます。そういった意味では、その経過期間を設けるとか、加工食品に対する考え方を改めるとか、そういったものも含めて一応、関係省庁等との調整を図った上でつくらせていただいているところでございます。

○司会者（影山係長） よろしいでしょうか。

○質問者A 安心・安全はわかるんです。わかるんですけれども、ですから、安心・安全を醸成するために、例えば今たくさんデータとられていて、それを消費者というか国民のほうに流していただいていると思うんですね。それで国民の中で、いや、現状で十分安心できるよという、そういう環境というか考え方が十分に浸透した上で、基準値を切りかえていくということでもよかったんじゃないかなと私自身は思っているんです。

というのは、やはり風評被害という言い方は変ですけれども、暫定基準から基準値を一般食品でいえば5分の1まで下げていると。それまでの基準はじゃあ怪しくて、それじゃあ安全じゃなかったんじゃないかと、どうしても思われる消費者の方々がいらっしゃる。というか、かなり多いと思うんですね。

そうすると、100ベクレルでも安心なのかという話になってきてしまいますので、だから、先ほど最後のほうにお話ありましたけど、流通業者さんが厳しい自主基準を決めたりするという流れにも実際、それに火に油を注いでもたんじゃないかなという気がしているんです。その辺についてもう少し御説明いただけたらと思います。

○横田補佐 そのあたりの部分については十分なリスクコミュニケーション等を図っていくしかないのかなというふうに考えております。済みません。その程度しか答えられないところがございます。

○司会者（影山係長） ほかにどなたか御質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。真ん中の列の女性の方、今、マイクをお届けします。所属とお名前、よろしくお願ひします。

○質問者B 一般消費者です。先ほど御質問された方とは逆で、私は余り今の基準でも安心感は得られないんですけれども、それは置いておきまして、現在、滋賀県内で、給食で出されている食材について、どのような検査が行われているかということをお聞きしたいのと、あとは、お話にありましたけれども、出荷制限をされた作物をどのように管理していらっしゃるかということについてお伺ひしたいんですけれども、実際に 500 ベクレル以上のものが 30 何トンとかですと、まとまるとかなりのベクレルになるのではないかと思うんですが、実際に農作業をされている方もそういったもので被ばくをされるのではないかと思いますし、実際、皮をはいたりとかいうことで、こういった防御対策を指導されているのかということについてお伺ひしたいです。よろしくお願ひします。

○司会者（影山係長） それでは、2点、質問あったかと思ひますけれども、給食と作物の管理について御質問がありました。

○東野補佐 滋賀県の分について、給食食材ということでございますが、ちょっと今データを持ち合わせておりませんが、給食は各市町の給食センター等でされておまして、そこで各納入をされているというふうに伺っております。

その食材につきましては、今、私の得ている情報では、一部の給食センターでは検査をされているというふうに聞いておりますが、すべてではないという状況でございます。それも各自治体の自主的な確認検査ということでされている状況でして、今はそういった状況でございます。

○清水補佐 そのほかの点ですが、まず給食について1点補足します。給食用も含めて流通する農林水産物については、出荷する前に検査を行い、基準値を超えるものは、そもそも出荷なり流通をさせないという取組をしています。そこは給食であっても一般の食料品店に並ぶものであっても同じことです。

それから、出荷制限された農産物はどうなるのかというお話です。

先ほど 38 と言われたのは、38 戸、福島で暫定規制値を超えた農家の戸数で、数量は先ほどの資料で 54 トンとお示ししています。基準値を超えた農産物そのものについては、廃棄処分、隔離をして廃棄をするという処理をしています。

また、対策をとるに当たっての農業者の方の安全確保ということですが、例えば果樹の粗皮削りなどに当たっては、ゴーグルなりマスクをして作業をしていただくということ、農地の除染作業についても、はぎ取った表土はパックをして隔離・保管をす

るというような形で、取り組んでいます。

○司会者（影山係長） よろしいでしょうか。

○質問者B 済みません。廃棄処理の方法についてお尋ねしたいんですけども。

○清水補佐 一般には、焼却処分をしています。ただ、この 500 ベクレルなり 100 ベクレルという水準というのは、それを焼却したところで、焼却灰が何万ベクレルになるような水準ではありません。ほかの放射性廃棄物に比べ、実は食品というのはかなり厳しい基準で管理をされているということです。

○質問者B ならないんですか。なぜ食品は焼却されて廃棄されたら何万ベクレルにはならないんでしょうか。

○清水補佐 要は食べる状態で 100 ベクレルか 500 ベクレルかという検査を行い、それを超えたものは焼却処分をします。その焼却場についても基準が設けられていて、フィルターがつけられて、環境中に放射性物質が放出されないような管理がされていますし、焼却灰についても、焼却灰で濃度ははかって、8,000 ベクレル以上になれば指定廃棄物ということで、特別な管理をすることになっています。食品を燃やした場合であっても、その他の廃棄物を燃やした場合であっても、同じように焼却灰についてチェックをして、安全上問題がないように管理をしていくことになります。

○清水補佐 そういうことです

○質問者B わかりました。ありがとうございます。

○司会者（影山係長） ほかに。後ろの方から。

○質問者C 近江八幡市の教育委員会の者です。

水産物に関する自主規制なんですけれども、本日の資料では、東北ないし関東方面では操業自粛ないし自主規制されていると書いてあるんですけども、先だっの新聞等では、北米で日本のオートバイが見つかったといったですね。魚も回遊性なんですけれども、海水も回遊性というのがありましてね。日本のほとんどの特に私ども入れている給食の魚等は冷凍で入ってくるので、例えば、そうした北米でとれた魚を検査されているだろうかというふうな確認をしたいんですけど、よろしくお願いします。

○司会者（影山係長） 厚労省お願いします。

○松井対策官 これは私どもが直接行っているわけではなくて、文部科学省さんのほうで環境中の放射性物質の検査というものが行われています。すなわち、土壌ですとか、海水ですとか、海底の泥、そういったものの拡散傾向などを検査されていますし、ほかのもちろん環境省さんとかそういったところも御協力いただいているところではあるんですが、現状において、北米海域で人体に影響を及ぼすような高い放射性濃度が検出されたという事実はございません。

また、回遊魚についても実際、回遊魚というのは決して日本近海でとっているわけではなくて、数百キロ沖とかですね、かなり遠方で漁業行われていまして、こちらについても水産庁さんがその魚群を追っかけていってですね、実際に採取をされて、検

査などをされているようです。その結果を見てみましても、決して高い数値は出ていなくて、回遊魚について今までの検査結果として、基準値を超えるような魚種というのは一切見つかっておりません。現状において、そういった意味では回遊魚について危険だというような情報はないというように承知しております。

○質問者C ありがとうございます。

○司会者（影山係長） よろしいですか。次に、前の方。

○質問者D 昨年もこの意見交換会で新基準の見直しに対する意見・要望を申し上げた生協のコープ滋賀の者です。

そのときは、それはちょっと厚労省のほうと振られた感じでしたけど、その後出された新基準につきましては、私は長期的な乳幼児の影響等を含めて、まずまず国民なり生協の要望が反映されたものだという具合に思います。摂取量に応じて余り一律にしないで、福島等で高い濃度の放射線が測定されている玄米とかですね。これは肉と魚と一緒にしてくれるなという要望等を出しましたが、それはさておき、まずまずかなと思います。

生協陣営でもいわゆる陰膳方式で、全国の生協で実際の食生活ですよね、仏さんに供える、一食余分につくっているやつを、全国で何百食、組合員さんの協力いただいて、ゲルマニウム半導体の検出装置で検査した結果、生涯 100 ミリシーベルトの追加実効線量には、なかなかならないなというようなデータもちょっと公表いたしておりますけれども、ある意味マーケットバスケット方式よりももう一步踏み込んだ食卓バスケット方式ですけど、行政のほうではどのように見ていらっしゃるのかなという質問が一つあります。

もう一つ、私どもちょっと苦慮いたしておりますのは、やはりまだ今なお、国の検査や基準は信用ならないと。だから、独自で基準を持って、自前で検査をすると。そうしないのはちょっとおかしいんじゃないかという、一部の方ですけど御意見、御要望があって、民間の流通業者や一部生協でもそんな形をとっているところがあると。

4月20日に、過剰な反応なり混乱を避けるために独自基準は設けぬよう、あるいは自主検査をするなら公的な検査機関できちっとやってほしいという通知を出されました。ある意味、遅きに失したかなという具合にも思っておりますけれども、暫定基準のまま走れば、どんどん独自基準や自主検査は進んだかと思っておりますけれども、今回のいわゆる正式な基準で、この辺ちょっといろんな評価が分かれなように、あるいは混乱しないように、どうされていくのか。場合によっては、その簡易測定器、誤差率3割ぐらいで、国民生活センターに苦情も来ていますよね。

それから、自分のカリウム、サーベイメーターで検出して、それを公表されて、無用の混乱なり風評被害を招くという、そんな事態もありますけれども、これは原子力災害対策特別措置法に基づく国家的な危機管理の問題ですので、そういうことに対して行政の指導とっていいのか、余計なお世話なのか、今後どう対応されていくのか

などということはありません。

大手量販店でゼロ基準とかですね。どう考えてもちょっとどうなんだろうと思う部分なんかも出て、ちょっとでも出たらもうだめみたいな、そういう基準がもし事実誤認とか誤解を含めて広がっていったときにどうしたらいいんだろうかと。ちなみに、近畿管内の団体を組んでいる生協では、我々がそれを上回るとは思えない行政の検査網を監視しながらも、あるいはシンチレーションの自前検査を公立検査センターで持ちながらも、神戸の公的検査センターで、ゲル半検出装置で取り扱い反応のための検査をしております。公表もしています。そうするためには簡易測定とか、いかげんな検査ではちょっと怖くてできないという部分もありますので、そんな対応をして独自基準だとか、余り安易な自前検査に走らないようにしているんですけども、行政のほうとして、いろいろな見解とか自主的なことが広がる中で今後どんなような、行政の指導とはいかんでしょうけれども、さらに要望とか統一をしていかれるのかなということについて御意見を伺いたいと思います。

以上です。

○司会者（影山係長） 横田さん、お願いします。

○横田補佐 まず前半の部分でございます。

私どもも昨年度の予算でしたけれども3月中旬から下旬にかけて、全国9から10カ所でございますけれども、陰膳方式とマーケットバスケット方式で調査を実施しております。生協さんの陰膳方式には時期的におくれてしまったのもありますし、あと朝日新聞さんと京都大学さんが協力されて陰膳方式か何かをやられていた結果が出ていたかと思えます。

残念というか、3月に試料を収集しましたので、ちょっとまだ測定等が間に合っていない、今、国立医薬品食品衛生研究所等に鋭意測定をしていただいております。ただ、陰膳方式が9道府県か、マーケットバスケットは10道府県でやっておりまして、試料数として500検体ぐらい出てしまっていますので、ちょっと半年ぐらいかかってしまうかなという状況ですので、結果が出次第、公表はさせていただきたいと思っております。

それ一回で終わるわけではなくて今年度も何回か、来年度もできればということで順次、中心はマーケットバスケット方式になるかと思えますが、陰膳方式も含めて調査は進めていくことにしておりますので、それらについても結果が出次第、公表させていただきたいというふうに思っております。

○松井対策官 あと検査機器のお話ですけども、一般の環境放射能の話が入っているかと思うのですが、そこについては私ども食品の担当なので、問題としては確かに、安い検査機器ですべての放射線を拾ってしまうので、正しい数値が出ていないというお話は承知しておりますが、私どもでコメントできる立場にないので、そちらについては発言差し控えさせていただきます。食品で行う、いわゆるスクリーニング検査、

こちらにつきましては、厚生労働省のほうではスクリーニング検査を実施するためのガイドラインを公表させていただいておりまして、実際にこれに対応した機器というものを、厚生労働省ではないんですけれども日本アイソトープ協会という、これはしっかりした団体なんですけれども、こちらのほうで各メーカーさんのデータを集めて、厚生労働省の言うスクリーニング検査に耐えられる機器の一覧というものをホームページ上に出されております。ですので、そういったホームページに載っている検査機器で実施していただければ、一定の信頼性というのは確保できるのではないかとこのように考えております。

また、消費者の方が確かに不安があるということは事実かと思ひまして、私どものほうでも認識はしておるんですけれど、私どもとしてはできる限り検査を実施して、その結果、先ほども申しましたけれども、陰性、陽性にかかわらず、すべてのデータを公表して御理解をしていただく。また、今回のような機会を設けていただきまして、そういった場でも一般の消費者の方に、現在の状況ですとか検査の結果などについて御説明申し上げて、御理解を深めていくべきだというふうに考えておりまして、今後も滋賀だけではなくて、もちろんほかのところでもこういった説明会に参加させていただきまして、御理解を深めていただくような努力を続けていきたいというふうに考えているところでございます。

○清水補佐 最後に流通小売段階での取組ですが、やはり正確な情報提供というのが一番だと思っています。そのためにもこういった機会もとらえて情報提供して御説明していきたいと思ひますし、当然のことながら流通小売業者の皆様にもできるだけ機会をとらえて、その都度きちんと御説明していきたいと思ひています。

その中で生産現場でしっかりと低減対策をとっているということ、それから、4月以降、公的な検査、検査の密度も非常に高めて行っているということもきちんと御理解をいただけるよう、これからも情報提供を続けていきたいと思ひています。

○司会者（影山係長） よろしいでしょうか。

まだまだ御発言いただきたいところなんですけれども、終了時間が迫っておりますので、最後に一方だけ御質問をいただきたいと思ひます。

○質問者E 神戸から参りました事業者の者です。よろしくお願ひします。

小豆ですとか大豆ですとか食品の原料になります豆類を取り扱っておりますので、原発の事故以降、お客様などからのお問い合わせなどなどを踏まえて、ちょっと実務的なことを3点ほどお伺ひしたいと思ひます。

まず、1点目なんですけれど、大豆の基準値については準備期間が設けられておりまして、実際に施行されるのは来年の1月からということになりますけれど、栽培の特性上、年に1回収穫されるものであるからということが理由に挙げられておりますけれど、ほかの豆類、小豆などについても同じ栽培特性があるかと思ひますが、そこで大豆だけが準備期間が設けられているのはなぜかということが1点と。

あと2点目、保管の状況と検査のタイミングということで、穀類については1年1作ですので、最低でも1年間は保管をしながら使っていくということになるんですけども、どの時点で検査をするのが一番信頼性が置けるのか。といいますのが、お客様から問い合わせがありまして、22年産の東北のもの、つまり、事故前なんですけれども、それでも事故後においても東北のほうで保管がなされていたということで、やはりちょっと心配なので、検査をどうしてもしてほしいということで、結局、検査したところ数字は出なかったんですけども、そういうこともありますので、その点についてはどのように考えていったらいいのかということです。

最後、3点目なんですけど、製造用水について、これについては適切な管理を行ってくださいということなんですけれども、飲料水と同様に水道水を使用する場合、これについては水道局さんですかね。検査をして、水については供給されているかと思えますので、水道水を使用する上では、特に安全であるというふうにとらえて使用していても構わないのかどうか。

以上、3点です。よろしく申し上げます。

○清水補佐 まず経過措置について、なぜ小豆にはなくて、大豆だけなのかということです。経過措置は穀物でいえば米と大豆、畜産物では牛肉に設けていますが、穀物は1年1作であって、1年間かけて流通するという特性があります。それからもう一つ、米や大豆は、23年産の調査の結果、新しい基準値である100 Bq/kgを超過したものがあったということです。23年産のものは既に収穫されたものを検査して、暫定規制値500 Bq/kg以下であればもう流通が始まっています。このため、4月に新しい基準値に切りかわったときには既に流通しているという状況にありました。片や小豆は、100 Bq/kgを超えたものはなかったということ、17都県ですが、既に23年産の検査をして、基準値以下であることが確認されて流通していることから、経過措置は設けなかったということです。

それから保管の状況や検査のタイミングについては、収穫して乾燥して倉庫、要は出荷できるような状態で倉庫に入ったとき、このタイミングで検査をしています。このため、タイミングとしては収穫後ほどなくというか、1カ月や2カ月ぐらいの間に検査が行われていることになります。

保管中のものについては、農林水産省でも原発事故直後に流通あるいは加工業者に通知を出したのですが、原発事故前に収穫されたもので、それが屋内の倉庫等で適切に管理されている場合は、検査をしなくても、安心して使っていただいて結構です。22年産のものを念のため、もう一度検査されたということで、お手間をかけてしまったのですが、実際、屋外にむき出しのまま放置されていたものでない限りは、事故前に収穫した農産物が汚染されているということはありませんので、そこは安心して使っていただければと思います。

○松井対策官 水道水とか製造用水についてですけども、食品の製造に用いる水は



原則、水道水を用いておりますので、基本的には水道水、先ほどおっしゃられたとおりですね、厚生労働省の別のところで取りまとめておりますけれども、水道水についてはしっかり検査をされて、確かに事故発生直後は若干数値超えて見つかったところもございましたけれども、今現在はもうかなり低いレベル、もうほぼ検出されないレベルと聞いております。ですので、製造用水については上水道を使っているという原則でございますので、基本的には問題ないのではないかというふうにお考えいただいて結構かと思えます。

○司会者（影山係長） よろしいですか。それでは、予定しておりました時間になりましたので、意見交換会を終了したいと思います。

皆様、熱心な議論ありがとうございました。時間の都合上、御発言いただけなかった方、大変申しわけございませんでした。

これで本日の意見交換会を終了いたします。円滑な進行に御協力いただきましてありがとうございます。なお、お渡ししておりますアンケート用紙にぜひ御記入の上、出口付近の回収箱にお入れください。

本日は長時間にわたりありがとうございました。こちらの会場の都合がございますので恐れ入りますが、速やかな御退室をお願いします。

本日はありがとうございました。